

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、2023テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民法Ⅳ】

頁数	場所	誤	正
200	b 図の下 1 行目	(BCD)	(CDE)
	点線枠 2 行目	(BCDF)	(CDEF)

【民法Ⅴ】

頁数	場所	誤	正
74	(1) ② ※ 1	実親子関係に近づけるため、養子となる者と20歳以上の年齢差を設けた。	令和2年改正前（養子6歳未満）は、実親子関係に近づけるため、養子となる者と20歳以上の年齢差を設けていた。この養親年齢につき改正なし。養親が親子としての関係を構築することができるか否かは、年齢差要件という形式面よりも、養親となる者の健康状態、精神的成熟度、養子となる者との関係等、個別の事情によるところが大きいと考えられた。
	(1) ② ※ 1	柔軟性を持たせて、縁組の機会を増やしている。	柔軟性を持たせて、縁組の機会を増やしている。夫婦の一方が養親とならない場合（817の3Ⅱ）は、この要件は適用されない。